

○古物商等の許可の取消し

(第6条)

改正 平成24年11月27日 平成26年3月20日  
平成29年3月22日 平成30年10月24日  
令和元年12月14日

処分基準

令和元年12月14日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第6条
処分の概要	古物営業の許可の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法第4条(許可の基準)
処分基準	古物営業法第6条第1項各号又は第2項に該当する場合、許可を取り消すこととする。ただし、次のように帰責事由がない場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等を行おうとしているとき等を除く。 ・法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会